

WACの福祉サービス第三者評価

WAC第三者評価の 理念

事業運営の課題解決に おこたえします

利用者の安全や人権への配慮、職員の質や満足度の向上、仕事の標準化、健全な経営などの事業運営上の課題解決に役立つ評価を行います。

多様な評価の目で サービスの質の向上に寄与します

「岡目八目」など、外からの目の方がよく見えることがあります。

第三者評価が持つ多様な目を通じて、事業者のみならずが主体的に課題を改善し、サービスの質の向上に取り組まれることに寄与します。

第三者の目

専門家の目

市民の目

地域の目

同業者の目

利用者の目

家族の目

職員の目

WAC第三者評価の 特徴

- 1 事業者の理念や運営方針を尊重し、公益法人として守秘義務を遵守して、公正・中立な評価をていねいに行います。
- 2 福祉サービスの評価対象分野は「高齢」・「障害」・「こども・家庭」・「婦人保護・保護」です。WACは多様な分野の評価実績があり、社会的養護関係施設の評価機関として東京都から認められています。
- 3 認知症に強い評価機関です。
WACの長谷川和夫顧問は永年認知症の研究に携わってきました。また、WACは、認知症に関する啓発事業、認知症疑似体験の開発普及事業も実施してきました。
- 4 内外の研修、相互研鑽により、常に評価者のレベルアップを図っています。
- 5 新型コロナウイルス等の感染症対策として、ガイドラインを作成して対処しています。
オンライン等の時代に合った手法も利用できます。



WAC第三者評価の 流れ

標準的な評価手順

- 1 制度の説明
経営層・職員の方に詳しく説明します。
- 2 経営層・職員による自己評価
経営層・職員の方に事業所の自己評価をしていただきます。
- 3 利用者調査
利用者の状況に合わせて、聞き取り、アンケート、場面観察などによって行います。
- 4 訪問調査
経営層・職員の自己評価結果、利用者調査の結果をベースにして、経営層の方にヒアリングを行います。
各種書類・記録などの確認・施設見学を行います。
- 5 報告書の作成とフィードバック
評価者が合議し、評価報告書案を作成します。
「優れた点」「改善によってさらに質が向上すると思われる点」なども報告します。
事業者と、評価結果について最終確認を行います。
- 6 ホームページ等に公表

とうきょう福祉ナビゲーションで公表されます
<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>